

令和2年5月8日

保護者 各位

北塩原村教育委員会教育長 鈴木 力雄  
北塩原村立さくら小学校長 芦沢 康

## 村立小・中学校の段階的な教育活動の再開について

薫風の候、保護者の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年5月1日に臨時休業措置の延長をお知らせしたところですが、その後、県教育委員会教育長から臨時休業期間中からの段階的な教育活動の実施についての依頼がありました。それを受けて、北塩原村教育委員会教育長より、段階的な教育活動の再開について通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、標記の件について、本校では下記のように対応することといたしましたので、御理解と御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

記

### 1 教育活動の再開

感染予防に最大限配慮した上で、令和2年5月18日（月）から教育活動を再開する。

【第1段階】5月18日（月）～22日（金）

※ 時間短縮による教育活動の再開

※ 4校時限 給食あり

※ 月・火・木・金曜日13：30下校、水曜日13：15下校（大塩バスも同様）

【第2段階】5月25日（月）以降

※ 通常時程による教育活動の再開（全面再開）

### 2 感染防止対策の徹底について

令和2年4月6日付け配付文書「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について～学校再開に伴う留意事項～」（裏面参照）に記した内容を、引き続き徹底します。またこのほかに、専門家会議で示された「新しい生活様式」なども踏まえ、次のことを付け加えて実施します。

【追加事項】

- 感染拡大のリスクが低い教育活動を行うことを原則とします。
- 児童も教職員もマスクの着用を徹底します。
- 在籍児童数の多い学年の給食については、一定の距離を取れる場所で食べるようにします。
- 教室だけでなく、使用頻度の低い特別教室等も定期的に換気を行います。

### 3 その他

教育活動再開後、児童及び教職員等に感染者が発生した場合は、感染者や濃厚接触者の状況等を踏まえて保健所等関係機関と相談し、休業等の範囲、期間を検討します。

（事務担当：さくら小学校 教頭 穴澤利典 電話22-1852）

令和2年4月6日

保護者各位

北塩原村立さくら小学校長 芦沢 康

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について

### ～学校再開に伴う留意事項～

春暖の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

本日、新入学児童15名を迎え、令和2年度さくら小学校がスタートいたしました。お子様のご入学及びご進級誠にありがとうございます。今年度もどうぞよろしく願いいたします。

さて、今年度の教育活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応が不可欠になることから、具体的な対応についてお知らせいたします。保護者の皆様のお力をお借りすることもございますが、ご理解とご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

記

#### 1 登校にあたって

○ ご家庭で毎朝検温し、発熱等の風邪症状がないかの確認をお願いします。症状がある場合は、登校を控えさせてください。

※ 「健康観察記録表」を配付しますので、毎朝の記入をお願いいたします。

※ 家庭で検温を行わなかった児童については、教室に入る前に保健室で検温を行います。

#### 2 授業等を行うにあたって

◎ 3条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発生）が同時に重なる場にならないようにします。

○ 座席間を離して配置し、できる限り児童同士の距離を離すとともに、不要な接触は避けるよう指導します。

\* 少人数の学級は、1m以上離して交互に着席するようにします。

\* 在籍児童数の関係上、十分な座席の距離を取りにくい学級もあります。その場合には、適切に換気を実施した上で、マスクを着用することが望ましいと考えられますので、マスクの準備をお願いいたします。（全国のご家庭に布マスクが配布される予定ですが、それまでの間はご家庭でご用意ください）

○ 教室等の適切な環境を保持するため、休み時間ごとに、対角線上の窓を広く開けて換気を行います。

\* 天候がよい場合は、授業中も一つの窓は少し開けておきます。

#### 3 給食（昼食）をとるにあたって

○ 給食当番には、必ずマスクを着用させます。

○ 給食当番はもとより、児童全員に食事の前には手洗いを行わせます。

..○ 飛沫が飛ばないように、会食にあたっては、しばらくの間は、机を向かい合わせにしません。

#### 4 手洗いについて

○ 外から教室等に入るときやトイレの後、給食の前などに手洗いを行わせます。

○ 学校内で共用される用具や物品を使用した後には、手洗いをするよう指導します。

○ 手を拭くタオルやハンカチ等は共用させませんので、必ず持たせてください。

#### 5 校舎内の消毒について

○ 多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行います。

#### 6 一斉臨時休業により未指導となった事項について

○ 必要に応じて、今年度の教育課程内において、補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行います。